

幹線道路の沿道の整備に関する法律（沿道整備法）

（昭和55.5.1）最近改正 平成26.5.30 法42号

1. 沿道地区計画区域内における行為の届出等

（1）沿道地区計画

沿道地区計画とは、都市計画区域内の土地の区域で沿道整備道路に接続するものについて道路交通騒音障害防止と適正かつ合理的な土地利用を図る観点から市街地を一体的かつ総合的に整備する計画で都市計画に定められたものをいいます（法第9条）。

また沿道整備道路とは、幹線道路網を構成する道路のうち、自動車交通量が多いとともに道路交通騒音が沿道の生活環境に及ぼす影響が大きく、かつ、道路に隣接する地域に住居等が集合することが確実であるものについて道路交通騒音障害防止と沿道の適正な土地利用を促進する必要があるとして、都道府県知事が指定した区間の道路をいいます（法第5条）。

（2）制限の内容（法第10条第1項、第2項）

沿道地区計画の区域（沿道再開発等促進区又は沿道地区整備計画が定められている区域）内において、土地の区画形質の変更や建築物等の新築、改築又は増築等の行為をしようとする者は、行為着手の30日前までに行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他一定事項を市町村長に届け出なければなりません。届け出た事項を変更しようとする場合も同様です。

2. 確認方法

都道府県又は市町村の事務所で都市計画の図書を閲覧できるので、それにより確認できます。